

札幌夜景観光推進協議会告示第2号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

平成30年（2018年）6月29日

札幌夜景観光推進協議会

会長 渡辺 能夫昭



1 契約担当部

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌夜景観光推進協議会 事務局

（札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課内）

（電話011-211-2376 担当：飯田）

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称 夜景ナビゲーターと行く さっぽろ夜景周遊バス実施業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結の日～平成31年3月8日まで

(4) 入札方法

紙入札により総価で入札すること。なお、入札にあたっては本夜景周遊バス5～9名催行の場合にかかる1運行あたりの運行経費単価に予定本数を乗じたものに事務費一式分を加算した額の合計額を記載すること。

本契約は単価契約とするため、落札決定にあたっては、入札書に記載された単価金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業 運輸・通信業」に登録されている者であること。

(3) 周遊バスの運行にあたっては、旅行業法における第2種旅行業者の登録を有する事業者が行なうとし、これについての再委託を認める。再委託による場合は、委託者と協議の上、再委託承諾願を提出すること。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(5) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。

(7) 事業所（本店、支店等）が札幌市内にあること。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問合せ先

上記1及び札幌市公式ホームページ上に掲載

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/news2/20180628.html>

(2) 入札の日時及び場所

平成30年7月12日(木) 15時00分

札幌市経済観光局南西会議室(札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所15階)

(3) 開札

入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。

(4) 入札書の提出方法

上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。(送付及び電送による提出は認めない。)

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

(3) 入札に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記3に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類(別紙参照)を、平成30年7月11日(水)17時15分までに提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

(8) 詳細は入札説明書による。